

令和7年 第18回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年10月20日

○議 題

議案第78号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第79号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第80号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

次回開催日 令和7年11月20日（木）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和7年12月1日（月）10：00～ 区長応接室

議案第78号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年10月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 821人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 190人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 630人 |
| | 登録移転者 | 1人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年10月20日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとすとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年10月20日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	84	320	0	0	404
女	106	310	1	0	417
計	190	630	1	0	821

議案第79号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年10月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数 1人

- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり

- 3 登録年月日 令和7年10月20日

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第80号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年10月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年10月20日

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。